

薬 発 第 26 号
昭和 49 年 1 月 16 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要
とする有効成分等の範囲について
— その 10 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和 48 年 12 月 16 日
付薬発第 1179 号をもって通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和 49
年 4 月 15 日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底
方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であって、別記の有効成分を含
有するもの。ただし、外用剤を除く。

1. 鎮 痛 剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) カリソプロドール

クロルゾキサゾン

クロルメザノン

スチラメート

フェンプロバメート

プリジノール

メトカルバモール

(2) 塩化リゾチーム

キモトリプシン（脾臓性蛋白分解酵素を含む）

トリプシン

ストレプトキナーゼ

セアプローゼ

ブロメライン

放線菌性蛋白分解酵素

(3) 金チオリンゴ酸

金チオグルコース

(4) その他

解熱剤、鎮痛剤、骨格筋弛緩剤（麻酔時に使用するも

のを除く。) 及び消炎を目的として使用する酵素製剤の有効成分として用いられている成分であって、これまで明示されたものの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

2. 循環器官用剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) エチレフリン

フェニレフリン

メタラミノール

メトキサミン

(2) イソクスパリン

イノシトールヘキサニコチネート

シクランデレート

トコフェロールニコチネート

トラゾリン

ニカメテート

ニコフラノーズ

ニコチニックアルコール

バメタン

ダイハイドロエルゴットアルカロイド

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。